

知調三発第 8 1 号

平成 3 1 年 3 月 1 3 日

地方公共団体の非識別加工情報の
作成・提供に係る効率的な仕組み
の在り方に関する検討会

座長 宇賀 克也様

全国知事会 事務総長
(公印省略)

地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な
仕組みに係る中間とりまとめ（案）について

標記の件について、情報化推進プロジェクトチームでとりまとめましたので、お
知らせします。

地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みに係る中間とりまとめ（案）について

1 基本的な枠組み

- ・ 地域課題の解決に繋がる新産業の創出促進の観点から、円滑かつ効率的なデータ提供を行う環境整備が重要であり、国による制度設計の下、各地方公共団体からの個別提供ではなく、統一的なルールによる提供可能な作成組織の設置により、地方のデータ利活用が更に推進されることに期待している。

2 作成組織の認定

- ・ 個人情報の提供に対する住民の不安感を払拭するよう、作成組織は、各地方公共団体から提供する個人情報を安全かつ適正に管理・加工・提供するために必要な、一定以上の認定基準を満たした事業者の認定を徹底すること。

3 地方公共団体からの個人情報の円滑な提供

- ・ 作成組織に個人情報を提供する際に行う「一定の加工」については、膨大なデータを処理することが考えられるため、加工方法の統一など、地方公共団体への負担軽減に配慮すること。

4 地方公共団体におけるデータ項目等の公表

- ・ 公表するデータ項目等の内容や方法については、各地方公共団体における個人情報データ取扱いの実情を踏まえ、地方公共団体の負担とならないようにすること。

5 その他、制度化にあたっての留意点

- ・ 本制度については、地方公共団体の事務に大きく関与するものであることから、今後の検討にあたっては、地方公共団体への 速やかな情報提供と協議を行うこと
- ・ 当該立法措置による地方公共団体からの作成組織に対する個人情報の提供について、各地方公共団体の条例運用や解釈の違いに配慮の上、施行に当たっては十分な周知と説明を行うこと。
- ・ 今後、作成組織の事業採算性について検証されることとなるが、地方公共団体へ財政負担が生じないような制度設計とすること。

都道府県からの個別意見

項目	意見
1 立法措置について	各地方公共団体の条例改正によることなく、立法措置により地方公共団体のデータを利活用する仕組みを整えることについて、中間とりまとめの冒頭で明示することを要望すること。また、新たな法の施行にあたって自治体の条例整備を要しない仕組みとすること。
2 地方公共団体からの個人情報の円滑な提供	「死者」の情報を個人情報保護条例の適用対象としている地方公共団体においては、作成組織に提供する個人情報から「死者」の情報を削除することは困難であるため、その実情に配慮すること。
3 地方公共団体からの個人情報の円滑な提供	地方公共団体が条例に基づき適正に個人情報の提供が可能となるよう、適切な立法措置とすること。(法令で提供を義務づけること。)
5 その他制度化にあたっての留意点	<p>本制度の仕組みに係る地方公共団体の意見聴取のあり方としては、全国知事会が地方の意見を集約する形ではなく、国が直接、各地方公共団体の意見を聴取するなどし、地方の実情を十分に踏まえた制度を構築することを要望すること。</p> <p>各自治体の個人情報保護に係る条例においては、「法令に基づく場合」等を除き、保有個人情報の目的外利用や第三者提供を原則禁止している。現在検討されている作成組織へのデータ提供は、この第三者提供に当たると解されることから、当該第三者提供が条例上の「法令に基づく場合」として解釈・運用が可能となるよう立法措置をとられたい。</p> <p>併せて、「作成組織の在り方について（未定稿）」第10の項目に記載されているとおり、本制度の導入をはじめ専門的技術的事項に至るまで、条例委任事項を創設する等、各自治体が形式的に過ぎない条例改正を余儀なくされるような内容とはしないこと。</p> <p>また、保有するデータの提供に係る手数料の徴収等の枠組みについての検討を行うなど、各自治体の財源確保についても配慮されたい。</p>